		ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 六　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 十　航海中、積載場所を通風しないこと。 十一　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 十二　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。 十三　積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。 十四　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。
セメントカッパー	CEMENT COPPER	一　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 三　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。
銅精鉱	COPPER CONCENTRATE	
鉄精鉱	IRON CONCENTRATE	
鉄精鉱（ペレットフィーズ）	IRON CONCENTRATE (pellet feed)	
鉄精鉱（シンターフィーズ）	IRON CONCENTRATE (sinter feed)	
鉛亜鉛焼鉱（混合鉱石）	LEAD AND ZINC CALCINES (mixed)	
鉛亜鉛片刃	LEAD AND ZINC MIDDLINGS	
鉛精鉱	LEAD CONCENTRATE	ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。 五　航海中、積載場所を通風しないこと。 六　航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七　貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
鉛鉱残滓	LEAD ORE RESIDUE	
鉛銀精鉱	LEAD SILVER CONCENTRATE	
マンガン精鉱	MANGANESE CONCENTRATE	
ネフェリン閃長岩（鉱物）	NEFELENE SYENITE (mineral)	
ニッケル精鉱	NICKEL CONCENTRATE	
五水和物（天然のもの）	PENTAHYDRATE CRUDE	
黄鉄鉱	PYRITES	
硫化灰（鉄分の多いもの）	PYRITIC ASHES (iron)	
硫酸焼鉱	PYRITIC CINDERS	
銀・鉛精鉱	SILVER LEAD CONCENTRATE	
スリグ（鉄鉱石）	SLIG (iron ore)	
亜鉛・鉛焼鉱（混合鉱）	ZINC AND LEAD CALCINES (mixed)	
亜鉛・鉛片刃	ZINC AND LEAD MIDDLINGS	
亜鉛精鉱	ZINC CONCENTRATE	
亜鉛焼結鉱	ZINC SINTER	
亜鉛澱物	ZINC SLUDGE	
ニッケル鉱	NICKEL ORE	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1)　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2)　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。